

平成29年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美
建 設 水 道 部 長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	平 岩 敬 康
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	堀 仁 志
書 記	中 野 妙 子
主 任	加 藤 紗 起 子
主 事	富 田 勝

1. 議事日程（第1号）

平成29年6月6日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第2号報告 専決処分の報告について
- 日程第6 第3号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 第28号議案 専決処分の承認について
- 日程第8 第29号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第9 第30号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第10 第31号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第11 第32号議案 笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について
- 日程第12 第33号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第34号議案 町道の路線認定について
- 日程第14 第35号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 第36号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第16 第37号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 第38号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 第39号議案 平成29年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 第1号提出 平成28年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について

開会 午前10時00分

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成29年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（古田聖人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 川島 功 士 議員

7番 岡田 文 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（古田聖人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（古田聖人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（堀 仁志君） それでは、2点御報告させていただきます。

まず第1点目は、監査委員より、平成28年度3月分及び4月分、平成29年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、6月1日に開催されました岐阜県町村議会議長会の臨時総会におきまして役員改選が行われ、古田聖人議長が監事に就任されました。以上でございます。

○議長（古田聖人君） 続いて、理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、諸般の報告で、工事請負契約の締結であります。

第3水源地2号配水ポンプ盤整備工事と笠松町サイクリングロード整備工事の2件であります。この契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等、詳細につきましては、議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページから4ページをお目通しいただきたいと思えます。

○議長（古田聖人君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（古田聖人君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、会期中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

日程第5 第2号報告、日程第6 第3号報告及び日程第7 第28号議案から日程第18 第39号議案並びに日程第19 第1号提出について

○議長（古田聖人君） 日程第5、第2号報告、日程第6、第3号報告の2報告及び日程第7、第28号議案から日程第18、第39号議案までの12議案並びに日程第19、第1号提出を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い順次説明願います。

町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出をさせていただきました案件について御説明を申し上げます。

まず、提出させていただいた案件は、専決処分の報告が1件、それから繰越明許費繰越計算書の報告が1件、専決処分の承認が1件、笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意が1件、そして、笠松町農業委員会委員の任命同意が1件、笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例ほか1件の条例案件、計2件、町道の路線認定1件、平成29年度笠松町一般会計ほか4件の補正予算、計5件、そして、平成28年度笠松町土地開発公社の決算書類の提出1件、以上、報告、提出を含め15件であります。このうち議案書の31ページの第29号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任

同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の宮崎貴氏の任期が平成29年7月20日をもって満了することに伴い、その後任として高橋近章氏を当委員に選任するため町議会の同意を求めるものであります。

次に、32ページの第30号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の杉江正博氏（岐南町）の任期が平成29年7月24日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、杉江氏を引き続き同委員に任命するため町議会の同意を求めるものであります。

また、議案書33ページの第31号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が今までの選挙制と市町村長の選任制の併用から市町村長の任命制に変更されたことに伴って、笠松町農業委員の推薦、募集を実施したところ、申し出のあった15人の候補者について議会の同意を得て任命するものであります。

また、その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古田聖人君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、引き続いて御説明申し上げます。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。

第2号報告 専決処分の報告について。

こちらは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

3件ございまして、2ページをお開きいただきたいと思えます。

3月24日に専決いたしました松枝処理分区（56工区）管渠埋設工事請負契約の一部変更についてであります。

議案資料の5ページをごらんいただきたいと思えますが、240万3,000円増額させていただき、変更後の契約金額は1億3,200万3,000円であります。

主な変更理由は、県道舗装部分について、占用申請時の舗装構成と施工時の現場で異なっていたことが判明したため、アスファルト舗装の撤去処分内容を変更したことによる増工、そして、住居の建てかえにより沿線宅地の利用形態に変更が生じ、路線の追加を行ったことによる増工があります。図面の中央部の北へ抜き出た部分が追加した部分でございます。反対に、地権者と協議の結果、現段階で下水道への接続の見込みがないと判明した路線を未施工としたことによる減工であります。図面では、県道に接する一番南側の東西線でございます。

御参考までに、平成29年4月1日現在の認可区域内の整備率でございますが、昨年度末より0.9%増加して75.2%となりました。人口での普及率は、こちらは1%上がって88%となりま

した。

続きまして3ページですが、同じく3月24日に専決をさせていただきました。下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の一部変更であります。

契約金額でございますが、12万5,280円減額いたしまして、変更後の契約金額は7,331万4,720円となりました。

主な変更理由でございますが、まず同一施工業者が隣接する工事を受注したことにより、諸経費等を合算調整して減額しております。そして、掘進機発進立坑において、周辺構造建物等への影響を考慮し、また次期工事において矢板土どめが必要なことから、鋼矢板を引き抜きから残置へ変更するとともに、立坑内への地下水流入防止策としてウエルポイント工を増工したため増額しております。そして、作業効率を考慮し、ボックスカルバート据えつけ後の舗装仮復旧工を隣接する下羽栗雨水幹線整備（その2）の工事内での一連施工に変更したため、この分減額となっております。そして、工期のほうは1週間延長いたしております。平成29年3月31日まで1週間延長いたしました。

続きまして、4ページの下羽栗雨水幹線整備（その2）工事請負契約の一部変更についてであります。平成29年4月13日に専決させていただきました。

契約金額につきましては78万6,240円増額し、変更後の契約金額は5,640万6,240円となりました。

まず、こちらも同一施工業者が隣接する工事を受注したことにより、諸経費等を合算調整して減額しております。そして、掘進機の到達立坑において、周辺構造物や隣接する家屋等への影響を考慮し、堤防側の鋼矢板を引き抜きから残置へ変更するとともに、立坑内への地下水流入防止策としてウエルポイント工を増工したため増額しております。そして、作業効率を考慮し、ボックスカルバート据えつけ後の舗装仮復旧工を、こちらの工事内での一連施工に変更したため増額しております。また、工期のほうも平成29年4月28日から平成29年5月31日まで約1カ月間延長いたしております。

以上が工事の関係の専決でございます。

次に、5ページでございますが、第3号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

こちらは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告させていただくものであります。

議案の6ページに内容を列記しております。

平成28年度の笠松町一般会計の繰越明許費繰越計算書のみでありまして、平成29年度への繰越額は8億6,477万3,000円であります。

内訳でございますが、まず住基ネットワークシステム事業でございますが、169万9,000円全

額繰り越しを行っております。これは全て地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

それから2つ目は臨時福祉給付金（経済対策分）事業についてであります。こちらは5,830万1,000円全額繰り越しを行っております。内容といたしましては、時間外勤務手当等の事務費が280万1,000円、残りは年金生活者等支援臨時福祉給付金の5,550万円であります。

3つ目は排水路改良事業でございます。こちらは5,649万9,000円のうち3,429万9,000円を今年度に繰り越しを行っております。雨水貯留施設等の工事請負費のその2の分でございます。差額金については平成28年度に前払い金として支出済みであります。

4つ目はサイクリングロード整備事業でありまして、2,419万2,000円全額繰り越しを行っております。内容といたしましては、このサイクリングロード整備のための測量設計で324万円、そして、その整備工事請負費で2,095万2,000円であります。

最後は給食センター建設事業で、9億5,328万2,000円のうち7億4,628万2,000円を今年度に繰り越しを行っております。内訳といたしましては、給食センターの建築工事の管理委託料として664万9,000円、建築工事請負費として5億3,177万4,000円、そして、備品購入費といたしまして2億785万9,000円あります。差額が2億700万円ございますが、こちらは前払い金として、建築に1億2,000万円、機械設備に8,700万円、平成28年度に支出済みであります。

以上が繰越明許費計算書の報告でございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

第28号議案 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

5件ございまして、いずれも平成29年3月31日に専決させていただきました。

8ページでございますが、議案資料では11ページからとなっております。

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の語句の表記等について所要の規定整備を行うものであります。また、人事院規則において育児休業の承認、期間の延長、育児短時間勤務の承認に関する特別な事情として、保育所等に申し込みを行っているが、その実施が行われていないことの要件が追加されたことに伴い、同様の規定整備を行うものであります。

まず、資料11ページの一番上の第2条の2の関係でございますが、こちらは育児休業の対象となる子の規定における語句及び引用条項の整備を行っております。児童福祉法においては、養育里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者について「養子縁組里親」と規定されたことに伴い、条例中の同表記の改正及び児童福祉法引用条項を整備するもの

であります。

続いて3条関係でございますが、こちらは育児休業法第2条第1項の育児休業の承認の条例で定める特別な事情を追加する規定整備であります。子供が3歳に達する日までの間に、当該子について、既に育児休業を取得している場合には育児休業の再取得はできないのですが、保育所、認定こども園、または家庭的保育事業所等に保育の利用を希望し、申し込みを行っているものの、その実施が行われない場合には条例の定める特別な事情として再取得できることとする規定を追加するものであります。

それから11ページ一番下の第4条関係ですが、育児休業法第3条第2項、育児休業期間の延長の条例で定める特別な事情を追加する規定整備であります。育児休業の期間の延長は1回に限られますが、前述のように、保育所等に保育の利用を希望し、申し込みを行っているものの、その実施が行われない場合には、条例で定める特別な事情として再延長できることとする規定を追加するものであります。

続いて、資料の12ページの第11条関係であります。こちらは育児休業法第10条第1項、育児短時間勤務の承認をただし書きの条例で定める特別な事情として追加する規定整備であります。子が小学校就学の始期に達するまでの間に、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、この育児短時間勤務はできないのであります。保育所等に保育の利用を希望し、申し込みを行っているものの、その実施が行えない場合には、条例で定める特別な事情として、1年を経過しない場合でも育児短時間勤務ができることとする規定を追加するものであります。施行期日は、平成29年4月1日であります。

続きまして、10ページの笠松町税条例の一部を改正する条例についてであります。議案資料の13ページからとなっております。

こちらは、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税に係る規定の整備など所要の規定整備を行ったものであります。

まず、個人町民税の関係であります。附則の第4条の4、ちょっと順番ではないので恐縮なんです。附則の第4条の4の関係ですが、配偶者控除等の見直しを行っております。「控除対象配偶者」の定義を「同一生計配偶者」に改めるものであります。なお、この金額的なことは法律のほうで整備されておりますので、条例ではこの字句訂正にとどまっております。

それから第32条と第33条の6と、それから14ページの附則第15条の3等の関係でございます。こちらは上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択に係る所要の措置であります。課税方式が選択できる特定上場株式等の配当所得や特定上場株式等の譲渡所得等について、確定申告書提出後に町民税申告書が提出された場合は、町民税申告書記載事項に基づき、所得税と

異なる課税、この場合、総合課税、申告分離課税、申告不要制度等の選択ができることを明文化する規定整備を行うものであります。

それから13ページ下の2つ目ですが、附則第6条の3の2、それから一番下の附則第7条の関係でございますが、課税特例の適用期限の延長を行っております。まず住宅ローン控除等ですが、2年延長されます。それから肉用牛の売却の特例が3年延長されます。

そして、14ページの2つ目の附則第16条の2の関係ですが、優良宅地の造成のための長期譲渡所得の特例を3年間延長します。

それから15ページになりますが、固定資産税関係でございますが、まず15ページの一番上の第61条の関係でございますが、災害に関する特例措置の関係で2件改正を行っております。まず、被災代替償却資産の特例措置の創設を行うもので、被災者生活再建支援法適用区域の場合、最初の4年間で2分の1となるものであります。もう一つは、被災住宅用地に係る特例措置の拡充を行います。被災市街地復興推進地域の場合、発生後、2年度分から4年度分に拡充を行います。

そして、わがまち特例に4項目を追加いたします。第61条の2と附則第9条の2の関係でございます。こちらは、地方税法で定められている特例措置の課税標準の軽減の程度を地方自治体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例を固定資産税において、今回4項目追加するものであります。

家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産として、家庭的保育事業、それから居宅訪問型保育事業、それから事業所内保育事業、そして16ページの附則第9条の2の関係で、企業主導型保育事業に係る固定資産、こちらを特例割合として2分の1に軽減するという追加を行います。なお、附則第9条の2関係であります。ノンフロン製の特例を廃止いたします。こちらは特例割合は4分の3でありまして、平成29年3月までとなります。わがまち特例は、これで12項目から15項目となります。

それから15ページの一番下の第63条の2の関係でございますが、こちらは居住超高層建物、高さ60メートル超のタワーマンションの階層別占有床面積補正率適用の開始に伴う所要の規定整備であります。このタワーマンションの高層階と低層階の税負担の不公平感を解消するため、平成29年4月以降の新築分から階層別占有床面積補正率を適用し、固定資産税を算出することになりますが、区分所有者全員の申し出により、当該申し出の割合で固定資産税を案分することを可能とするものであります。こちらは階段や廊下等の共有面積の部分でございます。

それから17ページ上の附則第9条の3の関係でございますが、耐震改修・省エネ改修の特例措置の追加を行います。耐震・省エネ改修した既存住宅が長期優良住宅の認定を受けた場合の特例を創設いたします。減額割合は3分の2であります。なお、これは改修工事完了の翌年度に限ります。

それから軽自動車税の関係でございますが、グリーン化特例の見直し及び適用延長を行いました。附則第15条関係であります。

まず、グリーン化特例の燃費基準要件の見直しとして、この平成29年4月から、軽減割合75%の電気自動車に変更はございませんが、50%軽減のものについては、2020年度基準プラス20%達成であったものをプラス30%達成に引き上げ、それから25%軽減につきましては、2020年度基準達成のものをプラス10%達成に引き上げるものであります。そして、このグリーン化特例の適用期限を2年延長しますが、初年度登録平成29年4月1日から平成30年3月31日のは、特例対象年度は平成30年度のみ、そして、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに登録されたものについては、平成31年度のみが適用となります。

そして、附則第15条の2の関係であります。燃費性能の不正があった場合に発生する軽自動車税の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課する特例措置を創設いたします。

法人町民税の関係につきましては、この延滞金の基礎となる期間に係る規定の整備を第48条、第50条関係で字句等の整備を行っております。施行期日は、いずれも平成29年4月1日でございます。

続きまして、22ページの笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴いまして、利用者負担額の軽減措置をさらに拡充するため、所要の規定整備を行ったものであります。

まず1つ目は、議案資料の44ページの関係ですが、市町村民税非課税世帯の第2子以降を無償化いたします。今までは2子が半額、3子が無料だったわけですが、2子以降を全て無償化とするものであります。

それから2つ目は、年収約360万円未満相当世帯の保護者負担を軽減するため、2つの改正を行っております。まず、ひとり親世帯等の保護者負担軽減を拡充いたします。

44ページの別表1の第1号認定子どもですが、第3階層において、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減いたします。額的には6,000円から2,400円となります。それから別表2の、これは45ページから46ページにわたっていますが、2号・3号認定子どもの第3階層及び第4階層の一部であります。第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減いたします。そこのアンダーラインの部分に変更となる部分であります。その他の世帯についてであります。別表1の第1号認定子どもの第3階層であります。第1子の1万2,800円を1万1,200円、そして、備考の2と3にありますように、第2子は半額に減額、第3子以降は無償とするものであります。施行期日は、平成29年4月1日からであります。

28ページの笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日付で公布され、4月1日から施行されたことに伴い、低所得者に係る保険税軽減措置の拡充について所要の規定整備を行ったものであります。

資料の48ページにありますように、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものであります。

まず、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げでございますが、こちらは基礎控除額33万円に被保険者1人につき「26万5,000円」を加算していたものを「27万円」に引き上げるものであります。そして、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げにつきましては、同じように被保険者1人につき「48万円」加算を「49万円」に1万円引き上げるものであります。施行期日は、平成29年4月1日であります。

続きまして、29ページの笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。議案資料では49ページ、50ページとなっております。

平成28年11月、一般職の職員の給与に関する法律の改正により、平成29年度以降の扶養手当支給額が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成29年3月24日に公布され、4月1日に施行され、この補償基礎額の扶養親族加算額及び加算対象区分が改定されたため、所要の規定整備を行ったものであります。

まず、資料50ページの第5条関係、補償基礎額の関係であります。非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合の加算額について改定を行っております。配偶者については「433円」が「333円」に、そして、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については「217円」が「267円」に引き上げられます。なお、配偶者がいない場合、扶養親族のうち1人については「367円」が「333円」に引き下げされます。その他の扶養ということ、今の2つのことに該当する扶養親族がない場合の扶養親族1人についての加算は「367円」が「300円」に減額されます。4つ改正がございまして、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、そして60歳以上の父母及び祖父母、そして、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、そして重度心身障害者については、それぞれ217円が加算されます。

以上が内容でございまして、施行期日は平成29年4月1日であります。

議案書の35ページ、第32号議案、議案資料では51ページになりますが、笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてであります。新規条例であります。

こちらは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、マイナンバー制度を活用した住民サービスの一環として、児童手当に関する手続等がオンラインで申請できる、いわゆる子育てワンストップサービスの運用が平成29年7月から開始されます。これにより、児童手当

の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、それから児童手当の額の改定の請求及び届け出、そして、氏名・住所変更等の届け出などの一部の手続がオンライン申請できることとなります。これらのオンライン申請をするに当たり、情報通信技術を利用したオンラインによる手続を可能とする例規整備を行う必要があるため、今回、新規条例を制定し、所要の規定整備を行うものであります。特に件数が多い児童手当の現況届については、マイナポータルが本格稼働した平成30年6月からとする予定で、このほかについては、将来的に各制度の手続ごとに順次可能とする予定であります。

オンライン申請の流れであります。まず国から提供されるマイナポータル接続端末、これは2台が今のところ配付される予定ですが、タブレット端末、ICカードリーダー、それからのぞき見防止フィルム、盗難防止ワイヤー、Wi-Fiルーターがセットで提供される予定であります。国としては、マイナポータルの使用に限定せず、このマイナンバーカード申請の補助とか普及のための使用に使ってくださいという方針で来ております。住民の皆さんは、その端末または自宅のパソコン等から申請となりますが、国から4月21日付でこの情報提供ネットワークシステムの運用開始について、現時点では7月18日を想定している旨の通知がございました。

内容といたしましては、9条で構成しております。まず第1条では、申請、届け出等の手続を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする旨を規定いたしております。

第2条では用語の定義、そして第3条では電子情報処理組織による申請等ということで、第1項では条例の規定により書面等で行うこととしている申請等については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる旨、そして第2項では、その電子情報処理組織を使用して行われた申請は書面等により行われたものとみなして当該申請等に関する条例等の規定を適用する旨、また第3項では、電子情報組織を使用して行われた申請等は、町の機関等の電子計算機ファイルに記録がされたときに到達したものとみなす旨を規定いたします。第4項では、この申請等で署名等を行うこととしているものについては、規則で定めるものをもって当該署名等にかえさせることができる旨を規定いたしております。

第4条では、反対に、こちらからの処分通知等について規定しております。第3条の条文とほぼ同じですので省略します。

第5条では、電磁的記録による縦覧等を規定いたしております。

第6条では、電磁的記録による作成等ということで、第1項では、条例等の規定により書面等で行うこととしているものについては、規則で定めるところにより書面等の作成等にかえて当該書面等に係る電磁的記録の作成を行うことができる旨等を規定いたしております。

第7条では、手続等に係る情報システムを整備するに当たっての努力事項といたしまして、努力義務を規定いたしております。

第8条では、この手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表ということで、情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用、その他の方法により、これを公表する旨を規定いたしております。

第9条では、規則にすることを規定を行っております。

そして、附則によりまして笠松町行政手続条例の一部改正を行っております。行政処分に関する理由の提示について、電子情報処理組織により申請等及び処分通知等を行った場合にも適用する旨の規定を追加、そして、行政指導の方法についても同様の規定を行っております。施行期日は平成29年7月1日であります。

議案書40ページの第33号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例についてであります。議案資料では52ページとなっております。

こちらは、都市緑地法の一部を改正する法律が平成29年5月12日に公布されたことに伴い、さきに改正のあった地方税法等の一部を改正する法律により、改正のあった固定資産税のわがまち特例の規定整備を行うものであります。

わがまち特例の追加でございますが、こちらは地方税法で定められている特例措置の課税標準の軽減の程度を地方自治体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例を固定資産税において今回の1項目追加するものであります。

追加する項目は、市民公開緑地の用に供する土地でありまして、特例割合は3分の2であります。先ほども専決で報告いたしましたが、わがまち特例は15項目から16項目になります。

施行期日は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日となります。

それから41ページであります。議案資料では最後のページになりますが、53ページになっております。

第34号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。こちらは北及地内の宅地開発により設置された私有道路について、町道編入審査委員会、こちらは平成29年5月12日に開催し、議決しておりますが、こちらにおいて規格に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。路線名は北及68号線、場所は北及字北山地内で、延長は59.97メートル、幅員は6メートルから、転回広場の部分は13メートルとなっております。

続きまして、42ページからの第35号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は859万7,000円の減額で、補正後の歳入歳出予算額は67億671万9,000円となり

ます。

まず今回の補正では、全会計において平成29年4月1日付の職員異動等に伴う人件費の補正を行っております。この第35号議案の一般会計の人件費につきましては、職員の昇格に合わせ職員手当の支給状況に変更のあった職員の標準報酬月額増額と、共済組合の負担金率の増率により、共済組合負担金は15万1,000円増額となっておりますが、会計間異動による職員数の減と、それから育児休業、介護休暇を取得する職員の給料等の減により、人件費が一般会計では1,612万3,000円減額となっております。なお、全会計では1,475万8,000円の減額となっております。

以下、歳出のほうから科目ごとに御説明させていただきます。

まず50ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。こちらは臨時職員、内容的には健康介護課勤務2人の増に係る社会保険料の増額を46万8,000円行わせていただいております。

それから同じく第6目の防災対策費で、こちらは防災士資格取得希望者の増と、それから1人当たりの補助金額の増に伴い、この地域防災リーダー育成講座補助金を5万1,000円増額させていただきます。なお、対象助成金額につきましては、対象経費の2分の1、上限を3万円とさせていただきます。

51ページの第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費であります。こちらは戸籍システム機器を1年間再リースするに当たりまして、セキュリティ対策のためのウイルス対策ソフトが必要となったため、需用費を4万1,000円増額させていただきました。なお、この再リースに係るシステム機器使用料については、この支払いがリース期間満了時の平成30年8月でありまして、この満了時に一括払いとなるため、46ページのほうで債務負担行為を34万5,000円させていただきます。

それから個人番号カード作成発行について、平成29年度通知カード・個人番号カード発行処理交付金上限見込み額が国のほうから示されたため、負担金補助及び交付金を36万4,000円増額させていただきます。財源につきましては、国庫補助が10分の10であります。

それから第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費のほうでは、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の職員異動に伴いまして、それぞれ人件費補助を行っておりますが、それぞれ増減いたしております。

それから第6目の福社会館費ですが、こちらは臨時職員の1名増員に伴うものとして、賃金を132万5,000円増額させていただきました。こちらは、正職員2名、臨時職員2名の4人体制での運営となっております。

それから民生費の第2項 児童福祉費、第3目 子育て支援推進費でございますが、こちらは篤志者からの指定寄附を子ども・子育て支援基金に積み立てるため、積立金を29万9,000円

増額させていただきました。5月19日付で30万円寄附をいただいております。

それから53ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございますが、こちらは先ほどもちょっと出ましたが、育児休業等による職員の減に伴い、臨時職員2名を雇用するものであります。事務職員が1名、保健師が1名であります。

それから第5款の農林水産業費、第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございますが、こちらは平成28年度岐阜県農業振興事業補助金の対象事業実績の確定による返還のため、48万3,000円を補正させていただきました。こちらは、米野堤外の耕作放棄地の解消を目指した第2期事業、約4ヘクタールのうちの所有者不明の調査のための事業費で、不用額を返還するものであります。

54ページの第7款 土木費、第3項 河川費、第2目 河川新設改良費でございますが、こちらは歳出予算に変更はございませんが、財源内訳補正を行っております。国の社会資本整備総合交付金が予算で予定した以上に内示がございましたので、これは事業としては雨水貯留施設の建設事業費ですが、1,009万円予定より多目に参りましたので、こちらを財源追加いたしております。なお、これによりまして町債でございますが、こちら補助裏債というもので交付税算入のあるものですが、こちら910万円増額しております。2,600万円を3,510万円に増額いたしております。また反面、一般財源は1,919万円減額することができました。

それから第1目の都市計画総務費のほうで、こちらは下水道事業特別会計のほうにおいて、職員異動により人件費を増額、長期債元金償還金の増額に伴いまして、一般会計からの繰出金を388万9,000円増額させていただきました。

同じく第2目の公園費であります。こちらは十六銀行より創立140周年を迎えるに当たり、地域への報恩感謝としての寄附のあった50万円を財源に、蘇岸地区堤記念碑公園に遊具を設置するものであります。遊具といいましても、内容的には背伸ばしベンチであります。

55ページ、第8款の消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費であります。こちらは4月13日に篤志者から消防備品整備の充実を目的とした寄附がございましたので、町消防団等に備品を配備するものであります。内容といたしましては、テントが5張り、それから先般も中継訓練を行いました。ここで使うリリーフ弁つきの中継媒介金具を3個、それから水幕ホースを2本購入するものであります。

以上が歳出の主なものでございまして、歳入については歳出で触れたとおりです。最終的に49ページの第17款の繰入金において、今回の補正に伴い、財源に充てていた財政調整基金繰入金を2,945万円減額させていただきました。

債務負担行為と地方費補正については、先ほど触れましたので省略させていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。

続きまして57ページ、第36号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号) についてであります。

今回は21万6,000円の増額をさせていただきます。

内容的には、平成29年4月1日付の職員異動等に伴い、人件費を21万6,000円増額、歳入につきましては一般会計からの繰入金を増額するものであります。

続きまして、60ページの第37号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。こちらは350万4,000円減額させていただきます。

まず、62ページの歳出であります。こちらも平成29年4月1日付の職員異動に伴いまして、人件費を350万4,000円減額させていただきます。歳入につきましては、一般会計からの繰入金を減額させていただきます。

63ページの第38号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は4,021万1,000円の減額であります。

67ページの歳出であります。こちらも平成29年4月1日付の職員異動等に伴い、こちらは人件費を464万1,000円増額させていただきました。

もう二つございますが、公共下水道事業に係る国庫補助金の内示額決定により、こちらは予定より少なく参りましたので工事請負費を減額いたすものであります。額としては4,640万円を減額いたします。大きくは3カ所予定していたんですが、その1カ所である北及汚水幹線管渠埋設工事の関係で、当初、整備面積を2.11ヘクタール予定していたものを0.5ヘクタールに減らして実施するというので、これだけの減額をさせていただきます。なお、他の計画地域の2カ所については、予定どおり実施させていただきます。そして、長期債元金を154万8,000円増額させていただきます。こちらは3年間の元金据置期間をなくして、毎年度の償還金額の隔たりを解消し、結果的には支払利息の節減を図るものであります。

66ページの歳入であります。公共下水道事業に係る国庫補助金の内示額決定による国庫補助金の減に伴いまして2,320万円の減額をいたしております。人件費の関係は、一般会計からの繰入金を388万9,000円増額させていただきました。それから下水道事業債については、先ほどの補助金の内示額に関連して2,090万円を減額させていただいております。

続きまして、68ページの第39号議案 平成29年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

こちらは1万2,000円の増額補正であります。

69ページの収益的支出の関係で、平成29年4月1日付の職員異動等に伴いまして、人件費を1万2,000円増額させていただいております。なお、利益の範囲内であることから、歳出のみの補正を行っております。キャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表についても減額いたします。当年度純利益500万2,000円を見積もっておりましたが、499万円の純利益の見込みとなり

ます。

76ページ、最後でございますが、第1号提出であります、こちらは平成28年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により提出させていただいたものであります。

以上の議案ですが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古田聖人君） お疲れさまでございました。

お諮りいたします。明6月7日から6月12日までの6日間は議案精読のため休会とし、6月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明6月7日から6月12日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（古田聖人君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございます。

散会 午前11時10分